

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 鎌 田 咲 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 英国 サセックス大学
提 出 書 面 平成26年9月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月2日～同年8月31日） 同年8月4日～同月31日 サセックス大学Pre-sessional コース受講		
キーワード欄 ・ サセックス大学Pre-sessionalコース受講		
・ 英国での生活状況		

報 告 書 簡

平成26年9月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年 行政官長期在外研究員

英国滞在（平成26年8月～平成28年7月）

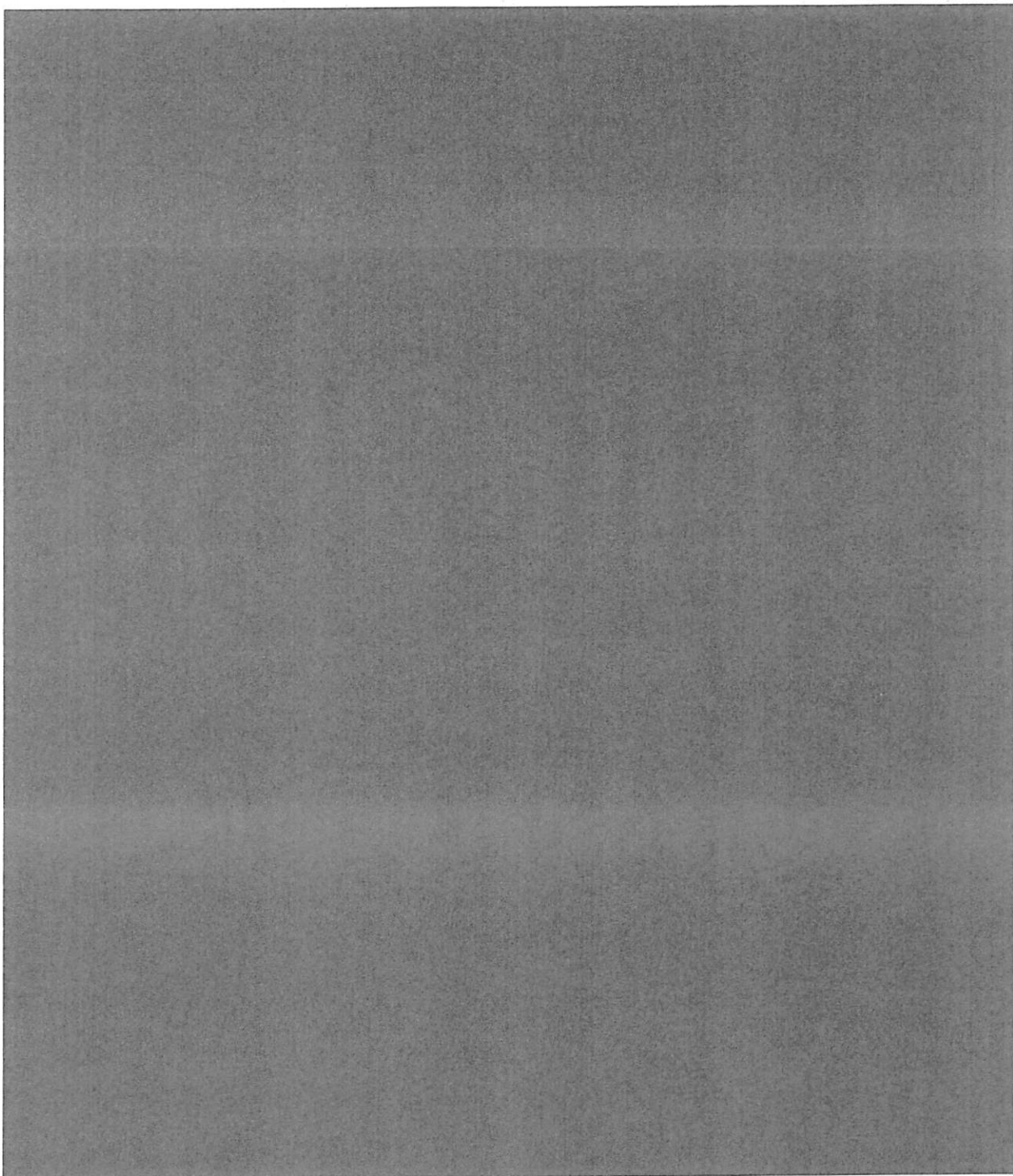
大阪地方裁判所判事補 鎌 田 咲 子

1 サセックス大学 Pre-sessional コース受講

- (1) 授業の中心は、Writing に関する指導であった。各自がコースに関連する題材を選択し、卒業までにエッセイを提出するという課題が出され、当職は、「英国はウィーン売買条約に加入すべきか」という内容でエッセイを提出し、また5分程度のプレゼンテーションを行った。Writing の授業で印象深かったのは、論文の盗用をいかに避けるかという点を繰り返し教わったことである。盗作検知ツールというソフトも存在し、盗用と疑われる内容にならないように細心の注意を払うべきことを教わった。
- (2) コース全体で特に印象に残ったのは、陪審員に関するレクチャーである。レクチャーは、陪審制度の歴史や各国の制度を比較するという内容であった。最後に、教授が日本の裁判員制度は陪審員制度と様々な点で異なっており、高い関心を抱いていると述べていた。教授は、外国人が日本人に対して持つ特徴的な見方から制度に疑問を持つような話もしていたが、ぜひLLMコースで教授と裁判員制度に関して議論をしてみたい。そのために、

裁判員制度についてより詳しく英語で説明できるよう勉強しなければならないと感じている。

2 英国での生活状況（利便性、不便な点など）



平成26年度行政官長期研究員報告書簡（第2回）

氏 名 鎌 田 咲 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 英国 サセックス大学
提 出 書 面 平成26年10月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～同年9月30日） 同年9月15日～同月30日 サセックス大学LLM in Law 受講中		
キーワード欄 ・サセックス大学LLM in Law受講状況 ・生活状況		

報 告 書 簡

平成26年10月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年 行政官長期在外研究員
英国滞在（平成26年8月～平成28年7月）
大阪地方裁判所判事補 鎌 田 咲 子

1 サセックス大学 LLM in Law 受講状況

- (1) 1週目は、Freshers Weekといい、新入生のためのオリエンテーション行事が催された。日中は、英国での生活の仕方、勉強方法、就職活動に関するセミナーが開催され、毎夜のように学内及び学外でパーティーが催されていた。また、サークル勧誘活動も盛んで、いくつかのサークルに登録した。週の最後には校内で花火大会まで行われ、新入生歓迎行事が大規模なイベントになっていることを感じた。
- (2) サセックス大学 LLM コース全体の受講者は、約100名のうち8割以上が留学生である。タイからの留学生が2割を占め、日本人は、2名である。留学生の中には、弁護士、検察官、会社員など様々なバックグラウンドを持つ人が多く、彼らからそれぞれの国の話を聞き刺激を受けることが多い。
- (3) 授業は、刑事系の科目を履修している。同コースには、現在、7名が在籍しており、うちイギリス人が3名のほか、留学生が4名である。秋学期

は、刑法及び刑事訴訟法の基礎に関する授業のほか設定された論点についてゼミを行う予定である。刑事政策や犯罪学の分野からアプローチする授業もあり、充実した研究生活が送れるように感じている。英語で論文を読み、エッセイの準備をすることは大変だが、学部は、教授や生徒が皆で助け合って勉強しようという雰囲気には溢れている。

2 学内での生活状況

- (1) イギリスでは、予想以上に日本料理が大人気である。市内の中心部には、寿司屋、弁当屋が数多くある。また、漫画をはじめ、日本語のロゴが入った洋服が流行しており、日本文化を学びたいという人も多い。「OSAKA 会員証な」というTシャツを着て歩いている人を見かけたときは、つい店まで同じTシャツを探しに行き、購入してみようかと悩んだ。日本文化に関心を抱いてもらえることは、とても嬉しい。
- (2) スコットランド独立の可否を問う選挙が行われたが、メディアでの盛り上がりを除き、周りで話題に上ることは少なかった。イギリス人の友人は、あまりにスペシャルなことなので不思議という感覚しか湧かないと話していた。
- (3) サセックス大学は、身体が不自由な学生を積極的に受け入れている大学であり、校内では、車椅子を利用する人、目の不自由な人を見かける。その際、大学の職員のような方が付き添っている姿を見かけ、勉強をしている学生をサポートしている。また、留学生にも英語の課外授業のほか、在学生の相談役を紹介してくれるなど、何らかのハンディを抱える学生をサポートする体制が充実しているように感じる。自分にハンディがあり、支援を受けていることを常に意識する生活の中で、これまでの自分がいかに多くの人に支えられて過ごしてきたことに改めて気づかされた。

現時点においては、ほぼ不自由がない生活を送ることができているが、唯一の悩みは郵便事情である。既に何通かの手紙、小包が日本に届いてい

ない。手紙を送る際は賭けのようで若干緊張し、手紙が届いたと連絡がきたときは、宝くじにでも当たったような幸運を感じている。

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 鎌 田 咲 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 英国 サセックス大学
提 出 書 面 平成26年11月8日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～同年10月31日） 同年10月1日～同月30日 サセックス大学LLM in Law 受講中		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。） ・サセックス大学LLM in Law受講状況 ・生活状況		

報 告 書 簡

平成26年11月8日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年 行政官長期在外研究員

英国滞在（平成26年8月～平成28年7月）

大阪地方裁判所判事補 鎌 田 咲 子

1 サッセクス大学 LLM in Law 受講状況

(1) 10月は、刑事法の授業やゼミのほか、法実証主義、社会学、批判的法理論などの観点からの法律調査分析方法を学んだ。その他、留学生向けの英語の授業を受けるなどした。

(2) 刑事法のゼミでは、イギリスにおける最新論点を中心に判例、学説及び改正案などの文献を読み込み、与えられた課題について議論を行った。

ア 刑法の主な議論として、近時、全身麻痺の男性が他人の手を借りて自殺をする権利を求めて争った *Nicklinson v Ministry of Justice* 事件を題材にして自殺幇助罪の適用除外を設けるべきかという課題につき、改正案、検察における起訴判断の考慮要素及び社会情勢を分析してグループ討議を行った（当該男性は、敗訴判決後、断食をし、肺炎に罹患し死去した。）。また、イギリスでは殺人罪が成立すると終身刑が科されるが、介護殺やDV被害者による殺人に終身刑を科すことの是非につき議論が起こり、殺人でも非難の程度が変わるということを前提に段階的な殺人

罪を設ける検討が行われており、その方法や是非につき議論を行った。日本とは法体系が大きく異なり、授業を受けても頭が混乱することが多い上に英語での議論に全く追いつけないこともあり、当初は不安を感じることもあったが、刺激を受ける内容が多く、徐々にその違いを知ることが好奇心に変わり、充実した研究生活を送っている。

イ 10月後半からは、刑事訴訟法の授業が始まった。講義では、陪審制度に関する最新の議論状況を知ることができた。例えば、近時、費用の観点から陪審員裁判の枠組みを考え直す議論が起こっていることや、陪審員が被告の仲間から脅され、歴史上初めて重大犯罪で裁判官のみの裁判が行われたこと、また、テロ準備行為で起訴された被告人の事件では、証拠調べの間、被告人を退席させ、傍聴も制限するという決定の紹介を受け（ただし、2014年6月、高等裁判所は当該決定を覆した。）、今後の日本の刑事司法を考えるにあたって、興味深い内容の講義を受けることができた。卒業論文の題材として陪審員制度を取り上げることを検討しており、更に研究を深めていきたいと考えている。また、ゼミでは裁判員制度を紹介したところ、他国の学生から様々な質問を受けて関心の高さに驚いた。

2 学内での生活状況

LLMコース以外にも留学生向けの英語の授業に参加しており、他学部の友人にも恵まれている。国連機関やNGO団体に所属して開発学を学ぶ留学生もおり、彼らから中東やアフリカの開発や社会情勢について聞く機会も多い。また、■■■■でも、夕食を食べながら、刑罰とは何か、死刑制度の是非、大麻の合法化などについて話すことがある。日常生活の至るところで多くの人からから新しい情報を得て法律に限らず様々なことを考えて議論をする機会があり、留学によって自分の視点の幅が広がっていることを実感している。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 鎌 田 咲 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 英国 サセックス大学
提 出 書 面 平成26年12月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月1日～同年11月30日） 同年11月1日～同月30日 サセックス大学LLM in Law 受講中		
キーワード欄 ・サセックス大学LLM in Law受講状況 ・生活状況		

報 告 書 簡

平成26年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年 行政官長期在外研究員
英国滞在（平成26年8月～平成28年7月）
大阪地方裁判所判事補 鎌 田 咲 子

1 サッセクス大学 LLM in Law 受講状況

- (1) 11月は、刑事訴訟のゼミにおいて日本の刑事司法を題材に発表する機会を得た。その他、修復的司法、刑事訴訟における性別及び人種に対する偏見及びヘイトクライム（人種や宗教等に対する偏見に基づく犯罪）に関する授業及びゼミを受講した。
- (2) 日本の刑事訴訟手続及び裁判員裁判制度の紹介や裁判員裁判と公平な裁判との関係などの論点を発表し、教授及びゼミ生と議論をした。議論では、技術的な側面がある量刑を一般市民に委ねることの是非、日本の犯罪発生率は、日本人の捜査機関及び裁判に対する敬意と関連するのか、代用監獄制度に対する日本の議論状況等が話題となった。ゼミ生からは、自国の制度と比較した様々な質問を受けた。
- (3) 修復的司法を学ぶことが研究目的のひとつだったため、当該授業及びゼミを受けて知識を広げることができ、さらに関心が深まったように感じている。

講師からは、フィールドワークに基づく知見や修復的司法の効果や批判といったことを教わり、イギリスでは修復的司法に基づく観点からの制度の立法化が進んでいることを学んだ。日本においても被害者参加は修復的司法の一環といえるが、各国がさらに進んだ制度を取り入れているところを見ると、更なる議論が始まるように思い、今後の動向に注目したいと考えている。

また、人種と犯罪及び刑事訴訟という日本では考える機会がなかったような論点を学べたことは、留学ならではの経験といえる。黒人に対する職務質問率は、白人の約7倍であることや偏見が評決や量刑にも影響を与えていると示唆する見解も存在し、多人種国家における刑事司法という新たな視点を得ることができたように思う。さらに、イギリスではヘイトクライム法が制定されているが、講師からは、性別に対する偏見に基づく犯罪も当該法律に含めるべきだと意見を伺った。特定の性犯罪をヘイトクライムと認識することは一般市民が持つ強姦神話（強姦事件に関する被害者への偏見）の解消に役立つという陪審員の心象形成過程に関する内容の話は興味深かった。春学期から各論としてヘイトクライムを受講すること考えている。

- (4) 授業が始まり2か月が経つが、藁さえつかめずに溺れるような状況で、不安が募る。試験期間にむけて理解が深められるよう心身を整えて研究生活に励みたい。

2 学内での生活状況

大学では、学生と大学が授業内容や大学運営に関して協議を行っており、法学部でも学部生、大学院生及び留学生代表の選挙が行われた。街頭活動、マニフェストの配布及び応援依頼メールが送られてくるなど、学生が主体的に学校運営に関わろうとしている姿をみて、自分のこれまでの学生生活を顧みると、積極性に欠けていたことを感じて反省している。

構内の様々な場所にクリスマスツリーが飾られるなどクリスマス一色である。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 鎌 田 咲 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 英国 サセックス大学
提 出 書 面 平成27年1月22日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月1日～同年12月31日） 同年12月1日～同月31日 サセックス大学LLM in Law 受講中		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。） ・サセックス大学LLM in Law受講状況 ・生活状況		

報 告 書 簡

平成27年1月22日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年 行政官長期在外研究員

英国滞在（平成26年8月～平成28年7月）

大阪地方裁判所判事補 鎌 田 咲 子

1 サセックス大学 LLM in Law 受講状況

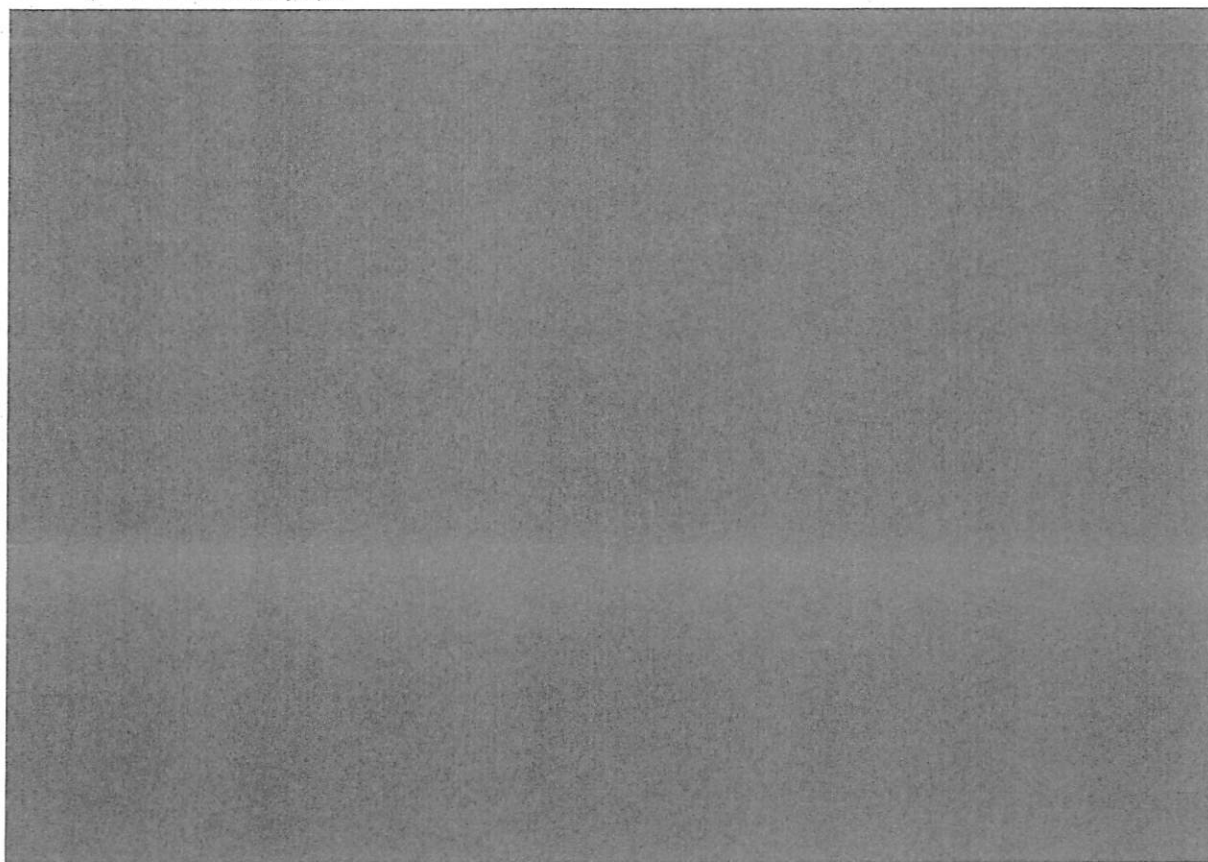
12月7日～9日にかけて大学主催の旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷、国際刑事裁判所及び国際司法裁判所見学に参加した。事件を傍聴するだけではなく、旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷では、検察官から裁判に至るまでの経緯と現在の問題点を伺い、ニュースで見っていた事件が実際にその法廷で裁かれていることを実感し、貴重な経験を通じて、少しずつ世界との距離が近くなっているように感じた。また、国際刑事裁判所では在籍大学出身の検察官から、組織の説明を受けるなかで日本が最大の分担拠出国であることが紹介された。もっとも、人的及び法的な場面において日本の支援もさらに期待されているとのことであった。このような経験から、国際犯罪や国際刑事司法にも関心を抱くようになり、在籍している大学院では当該分野に関する授業が複数開講されているので、来学期に聴講することも考えている。

授業は、中旬で終了し、冬休み明けの筆記試験対策及び課題の作成に追われる日々が続いた。課題は、ホワイトカラー犯罪が起訴されないことについて

て法社会学的見地から検討するテーマ及び警察の役割が21世紀に入り変化したかというテーマが与えられ、エッセイを作成した。英語での文章作成は内容面のみならず、単語や文法の適切さにも気を遣い苦労している。英語面は、同じ寮に住むネイティブスピーカーの友人に助けてもらうことが多い。

クラスメイトの中には精神的な負担で授業に出席することができなくなった人がいた。私も同様に焦りや不安を感じることも多々あるが、イギリスでできた友人に支えられ今学期を終えることができた。留学（前後の経験）を通じて、自分の弱さとそのような自分を多くの人が支えてくれていることを改めて実感した1年だった。

2 学内での生活状況



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 鎌 田 咲 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 英国 サセックス大学
提 出 書 面 平成27年2月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～同年1月31日） 同年1月1日～同月31日 サセックス大学LLM in Law 受講中		
キーワード欄 ・サセックス大学LLM in Law受講状況 ・生活状況		

報 告 書 簡

平成27年2月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年 行政官長期在外研究員
英国滞在（平成26年8月～平成28年7月）
大阪地方裁判所判事補 鎌 田 咲 子

1 サセックス大学 LLM in Law 受講状況

今学期は、選択科目として Comparative Criminal Justice 及び Hate crime and Sexual violence の2科目を選択している。

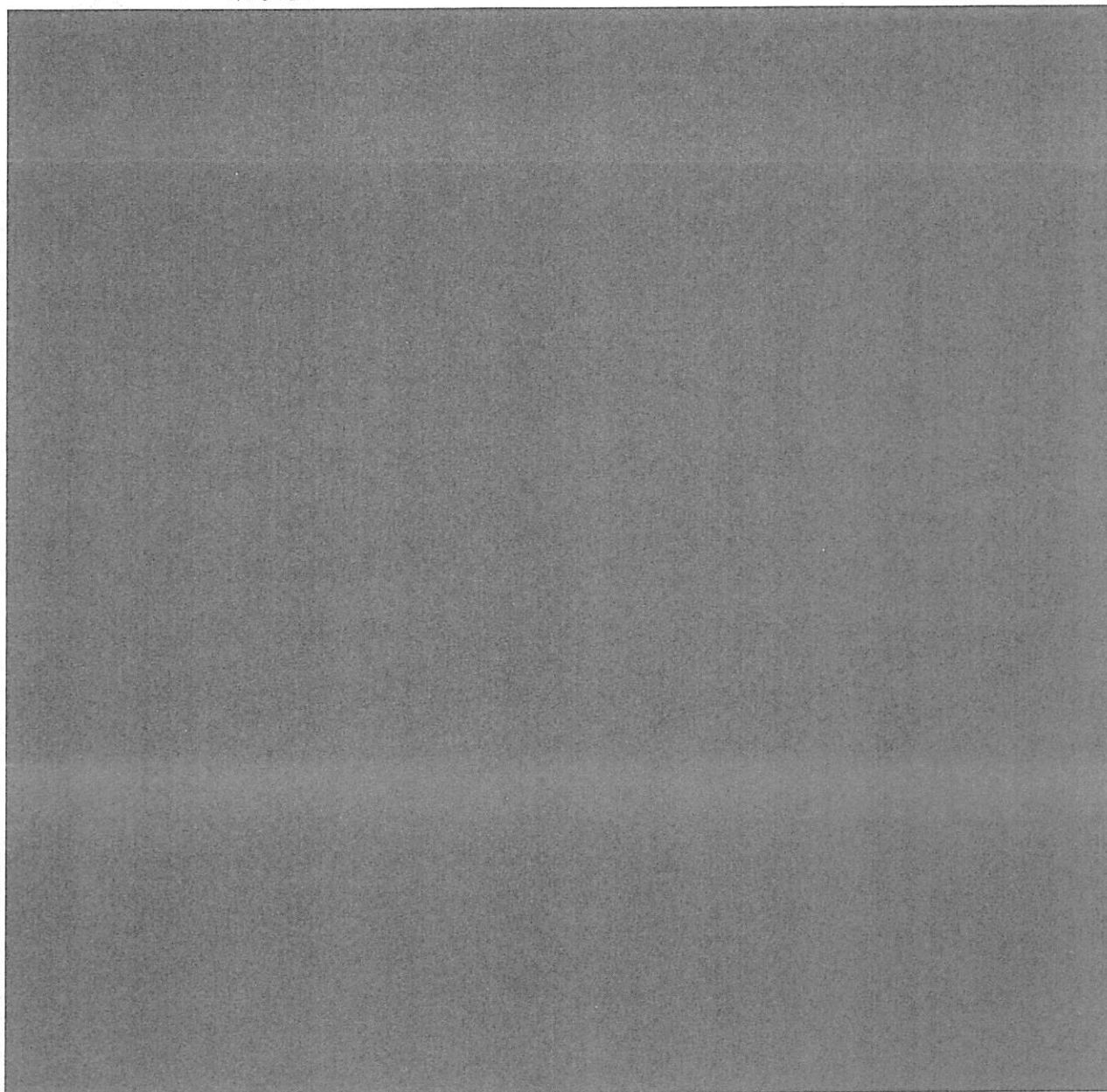
Comparative Criminal Justice では、各国の刑事司法制度を学び、また、教授が関与したグルジアの刑事司法制度改革についてワークショップを行う予定である。1月は、フランス及びイタリアの刑事司法制度の特徴を学んだ。受講者は4名しかおらず、教授と対話形式の授業で、新しい知識を得ており、毎回、刺激を受けている。日本では当然と考えていた権利や制度（黙秘権告知など）が、他国では存在していなかったことなどを知り、自分が当然と考えていたことの根源が何なのかということを見つめ直す機会になり、改めて多角的方面から物事を考えることの重要性を感じている。

イギリスに留学をして、ヨーロッパ人権裁判所が各国の法制度に与える影響が非常に大きいことを改めて知ったが、各国独自の法制度の継承とEU圏内の共通概念や制度の構築についても関心が持ち始め、これからの授業を通じて

学びたいと考えている。

また、英米法だけではなく、中国やイスラム法を学ぶ機会もあり、それぞれの地で弁護士をしている友人に実際の運用を教えてもらえるように頼んでおり、これからの授業が楽しみである。

2 学内での生活状況



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 鎌 田 咲 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 英国 サセックス大学
提 出 書 面 平成27年3月20日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月1日～同年2月28日） 同年2月1日～同月28日 サセックス大学LLM in Law 受講中		
キーワード欄 ・ サセックス大学LLM in Law受講状況 ・ 生活状況		

報 告 書 簡

平成27年3月20日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年 行政官長期在外研究員

英国滞在（平成26年8月～平成28年7月）

大阪地方裁判所判事補 鎌 田 咲 子

1 サッセクス大学 LLM in Law 受講状況

今月は、Comparative Criminal Justice 及び Hate Crime の科目いずれでも、新しい分野の様々の学問を学ぶことができた。前者では、社会主義国家及びイスラム教における刑事司法の特徴を学んだ。毎回ゼミ形式で授業が行われるが、履修者が少ないため教授を含め3人で議論をする回もあった。自分の意見を適切に英語で伝えることができずもどかしく思うことが多いが、大教室の講義とは異なり、教授と議論しながら知識を深めることができ、大いに刺激を受けた。

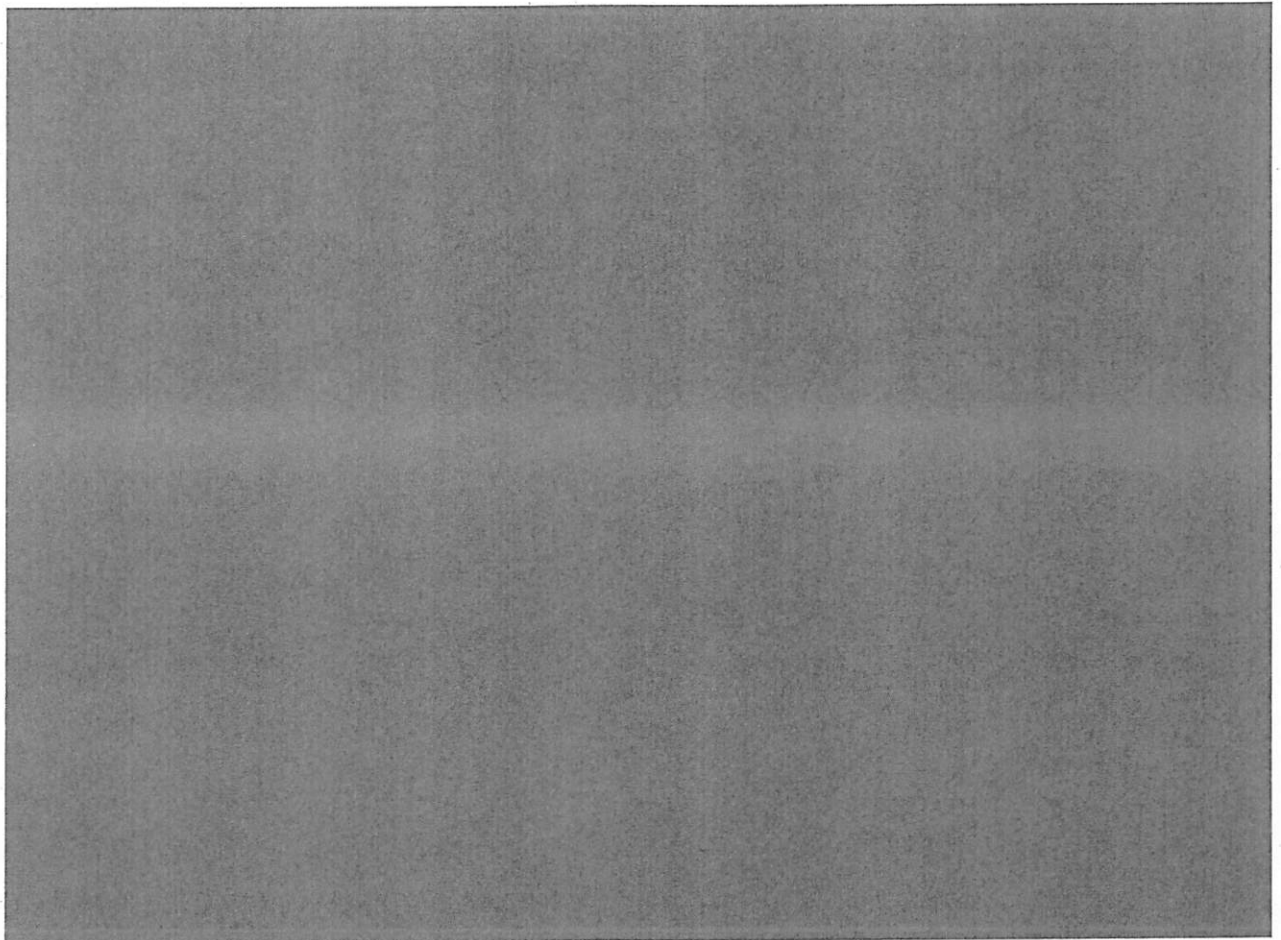
後者の科目では、主にイギリス及びアメリカにおける Hate Crime Law の発達過程と今後の課題について学んだ。日本でも Hate Speech が問題になり、今後関心が高まると思われる分野であり、外国の理論と実務を学ぶことができたので、改めて日本での議論状況について今後の課題を通じて検討する予定である。

また、論文批評の課題では、Hate Crime と修復的司法の関係を論じた論文

を題材に、筆者の意見を批判的に検討するなかで、Hate Crime に関する知見を深めるとともに、研究目的のひとつであった修復的司法の理論もより深く学ぶことができた。興味がある分野について学習する機会を与えられたことに感謝するとともに、留学の成果を職務に活かせるようより多くのことを学ぶよう気を引き締める思いである。

これまで受けた授業及びゼミでは、人種、宗教及び性別といった多様性と刑事司法制度との関係について考える機会に恵まれていたが、それに加え、今学期のゼミでは、政治及び経済と刑事司法との関係といった新たな視点から検討を加えながら問題を考える機会が増えた。今後も、留学を通じて物事を多角的に検討する能力を身につけてきたい。

2 学内での生活状況



以上